

赤字削減・解消計画について

国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険特別会計において収支が均衡していることが重要である。しかしながら、実際には、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入や前年度繰上充用が行われている現状がある。

平成 30 年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体となることに伴い、都道府県と市町村は、平成 30 年 1 月 29 日付け国通知に沿って、財政収支の改善等について検討を行うとともに、赤字の解消または削減を計画的に進めることになった。

1 平成 28 年度の赤字状況

(1) 一般会計繰入金(法定外)のうち、決算補填等目的に該当するもの: 37市町村、124.9億円

項目	決算補填目的のもの						保険者の政策によるもの			小計		
	保険料の 収納不足 のため	累積赤字 補填のた め	医療費の 増加	後期高齢 者支援金 等	公債費、 借入金利 息	高額療養 費貸付金	保険料 (税)の負 担緩和を 図るため	地方単独 の保険料 (税)の軽 減額	任意給付 に充てる ため			
金額(億円)	0.0	0.0	5.2	0.0	6.7	0.0	11.8	112.4	0.5	0.1	113.1	124.9
市町村数	0	0	1	0	2	0	3	35	2	2	36	37

(2) 前年度繰上げ充用金のうち、対前年度新規増加額: 1市町村、1.3億円

平成28年度 繰上充用金の対前年度差額(愛知県)

	平成27年度	平成28年度
繰上充用金額(億円)	10.8	10.6
対前年度新規増加額(億円)	-	1.3
市町村数	-	1

2 赤字削減・解消計画の策定状況

・計画策定対象額	113.6 億円(決算補填等目的一般会計繰入額 112.3 億円、繰上充用新規増加額 1.3 億円)
・計画策定対象市町村	31市町村
数値目標を定めた市町	16市町
30年度のみ削減計画を定めた市町	5市町
定性的な記載をした市町村	10市町村

上記国通知における計画策定対象については、翌々年度の赤字発生見込(予算ベース)に応じて策定することや、単年度収支に黒字が生じている場合はその点も勘案することとされているため、平成30年度に赤字解消予定の1市及び削減対象の赤字以上に単年度黒字が生じた6市は策定対象外となった。

また、平成30年度は赤字発生の原因に関する分析や対策の整理を行う定性的な記載とし、次年度以降に削減予定額等の定量的な目標を策定することとしても良いこととされた。

3 今後の進め方

平成30年8月8日付けの保険者努力支援制度(都道府県分)に係る国通知では、平成30年度の取組として、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入等を行っている全ての市町村について、削減の目標年次及び削減予定額(削減予定率でも可)を定めた個別の計画が作成されているか」を評価されることになった。

そのため、赤字解消・削減計画策定の対象となる全市町村での目標年次及び削減予定額(率)の設定を目指す。

なお、削減目標の設定にあたっては、被保険者の負担水準に激変が生じないような時間軸を置きつつ、赤字の原因を分析した上で、医療費適正化対策等の収支の改善を図る取組について、県と市町村で協議の上、実現可能な計画策定を進める。

また、今年度の赤字削減の取組に応じて、平成31年度以降の計画に変更が必要か検討を行う。